令和５年度

玉名市
高齢者在宅福祉事業の手引き

玉名市役所　高齢介護課（高齢者支援係）
ＴＥＬ　７５－１３３９
ＦＡＸ　７３－２３６２

目　次

在宅サービス

「食」の自立支援事業（配食サービス）・・・・・・・・・・・・　1
住宅改造助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
安心相談確保事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
外出支援サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

施設サービス

生活管理指導短期宿泊事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

その他のサービス

天水生活支援ハウス運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業・・・・・・・・・・・・　10
成年後見制度利用支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
家族介護慰労事業（慰労金支給）・・・・・・・・・・・・・・・・　12

令和５年度在宅福祉事業変更点

【外出支援サービス事業】

〇利用時間
「午前９時から午後４時３０分まで」としていたものを「午前９時から
午後３時３０分まで」とする。

〇休業日
「日曜日、祝日、１２月２９日から翌年の１月３日まで」としているものを
「**土曜日、**日曜日、祝日及び１２月２９日から翌年の１月３日まで」とする。

「食」の自立支援事業（配食サービス）

事業概要

ひとり暮らしの虚弱な高齢者等に食関連サービスの利用調整と配食サービスを行うことにより、利用者の食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立した生活の支援や、安否の確認を行います。

※　月～金（5日間）の昼夕（2回）、計10食のうち3食（補助対象）を選択

サービスを利用できる人

おおむね65歳以上のひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯に属する人で、日常生活動作（ADL）の低下や認知症などで、買物や調理において自立した生活が困難な人

費用（自己負担額）

1食あたり400円を負担していただきます。

利用方法

高齢介護課または包括支援センターへご相談ください。

身体状況や生活状況などを検討（サービス判定会議）した上で利用の要否を決定します。

委託事業所

玉名地区　：　ふれあい給食　（57-7880）

岱明地区　：　たいめい苑　（57-1220）

横島・天水地区　：　有明ホーム　（74-3110）

※　「ふれあい給食」の月曜・水曜・木曜の（夕）と「たいめい苑」の（夕）は配食をしておりません。

住宅改造助成事業

事業概要

介護を必要とする高齢者や障害者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様（段差解消等）に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。

助成の対象となる人

介護保険で要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の人で、その世帯の生計中心者の前年所得税課税額が、7万円以下の世帯に属する人です。

助成額

〇助成対象となるのは、介護保険対象工事で介護保険の支給限度額（1割の自己負担を含め20万円）を超える部分と、市が認めた改造工事費用の合計額です。

〇助成額は、工事額に下表の助成率を乗じて得た額です（助成限度額は40万円）。

〇助成は原則として1住宅につき1回とします。

改造実施者の属する世帯の階層区分		助成率	助成限度額
A	生活保護法による被保護世帯	3/3	40万円
B	生計中心者の当該年度分の市民税非課税世帯	3/3	40万円
C	A、B 階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯	2/3	26．6万円

助成の対象となる工事

１　介護保険の対象となる工事

２　１以外の玄関、廊下、階段、洗面所、浴室、便所、台所、居室など介護を必要とする人が利用する部分に関する改造工事で市が認めるもの

申請方法

６月以降に申請を受け付けますが、必ず事前に高齢介護課にご相談ください。

改修後の申請はできません。

《提出書類》

１　申請書

２　見積書

３　改造箇所の図面及び写真

４　借家の場合　住宅改造承諾書

５　介護保険被保険者証の写し

６　住民票謄本（家族全員が記載されているもの）

７　住宅改修が必要な理由書

安心相談確保事業

事業概要

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、急病時に通報連絡できる装置を貸与し、安否確認と異常の早期発見に努めることで、日常生活の安全を確保します。また、健康相談を実施し高齢者の不安、孤独感の解決を図ります。

サービスの内容

高齢者などのご自宅に緊急通報装置を設置し、装置の緊急ボタン、ペンダント型送信機、又は携帯型端末のボタンを押した場合に、24時間体制のコールセンターに通報され、急な発作、災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対応します。

〇固定電話がある場合は、据置型緊急通報装置とペンダント型送信機を貸与します。

〇固定電話がない場合は、携帯型端末を貸与します。

サービスを利用できる人

おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に属する人で、次のいずれかに該当する人

(1) 心臓疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、その他の突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する人

(2) 火災等の災害時に虚弱等の理由により機敏に行動することが困難な人

(3) 心身の障害及び傷病等の理由により心身に緊急事態の起こる危険性が高い人

※　認知症や難聴などで、緊急通報装置の操作や会話が困難な場合、サービスを受けられないことがあります。

利用方法

高齢介護課または包括支援センターへご相談ください。

身体状況や生活状況などを検討（サービス判定会議）した上で利用の可否を決定します。申請には、緊急時に連絡できる親族等と近隣協力員の登録が必要です。自宅の場所がわかる地図も添付してください。

利用料が月額300円かかります。（生活保護世帯に属する者、シルバーハウジング入居者は無料）

委託事業所

株式会社キューネット

安心相談確保事業申請の流れ

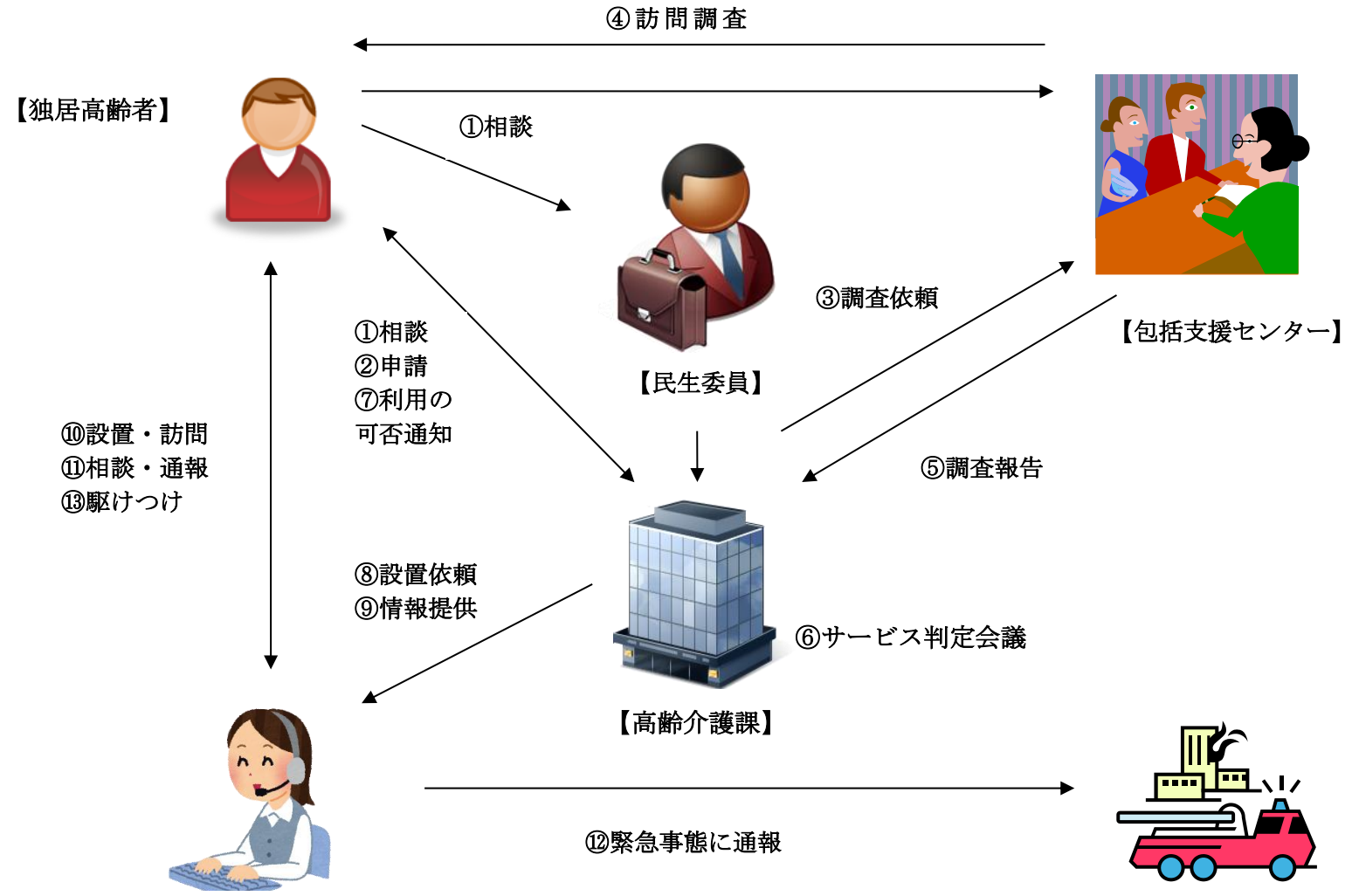

※　申請時には協力員として２名（ご近所の方等）必要となります。

別紙資料　1

別紙資料　2

緊急通報装置

①本体とペンダント型送信機

②携帯型端末

〈　運用例　〉

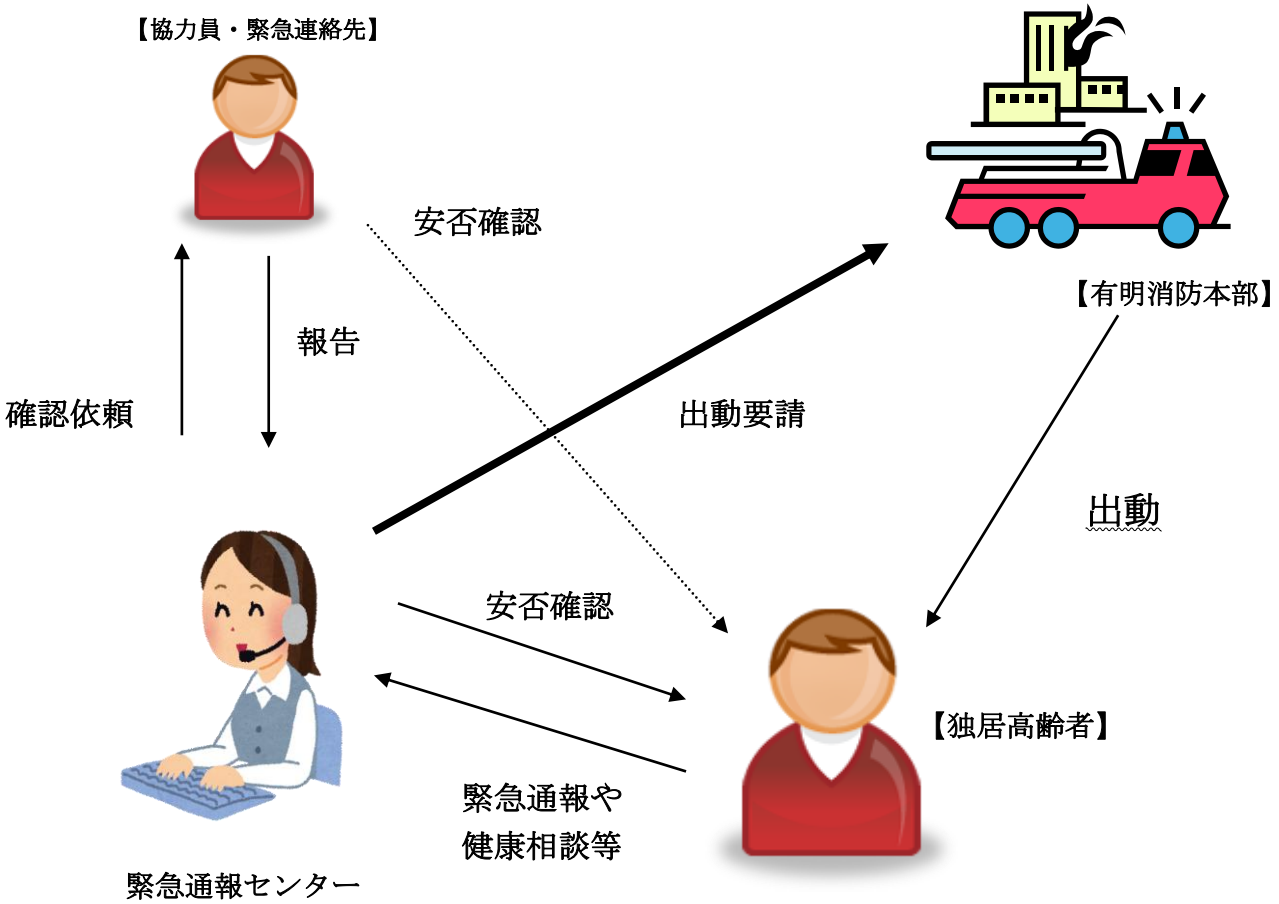

外出支援サービス事業（自家用有償旅客運送）

事業概要

身体上の疾病や障害等の原因で、一般の交通機関を利用することが困難な在宅高齢者等の外出時における交通手段を確保することにより、高齢者等の自立した生活の継続を支援し、高齢者等の保健福祉の向上を図ります。

サービスの内容

〇利用者宅から病院等医療機関への送迎

〇健診のための公共施設等への送迎

利用時間、利用回数及び利用負担額

〇利用時間 ： 午前9時から午後3時30分まで

※ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までは休業日

〇利用回数 ： 月4回（片道）

〇利用負担額 ： 市内片道（1回）300円　　市外片道（1回）600円　　※生活保護世帯も負担

送迎区域

有明市町村圏及び熊本市西区河内町まで

サービスを利用できる人

本市に住所を有する おおむね60歳以上の人で次のいずれかに該当する人

（1）要介護4又は要介護5の人

（2）上記以外の人（自立（非該当）～要介護3の人）で次のアからウまでのいずれにも該当する人

ア 原則としてひとり暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯も含む。）

イ 外出に際して自らの交通手段を持たない人

ウ その人が属する世帯全員が市民税非課税であり、かつ、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が100万円以下である人

委託事業所

玉名市社会福祉協議会

利用方法

高齢介護課または包括支援センターへご相談ください。

身体状況や生活状況などを検討した上で利用の可否を決定します。

生活管理指導短期宿泊事業

事業概要

本人または介護をしている家族が入院した場合や、冠婚葬祭で家を空ける時など介護を行うことが難しい場合などに、施設を一時的に利用できます。

利用期間・実施施設（委託先）

【利用期間】 原則として7日以内

【実施施設】 特別養護老人ホーム ： たいめい苑、慈幸苑

養護老人ホーム ： 養護老人ホーム風の丘

サービスを利用できる人

おおむね65歳以上の高齢者で、介護者の事情などで在宅での生活が難しく、一時的に施設サービスの提供が必要な人が利用できます。

※ ただし次の人は、サービスを利用することができません。

（1）感染性の疾病がある人

（2）疾病又は負傷のため入院治療の必要な人

（3）介護保険での介護給付が受けられる人

費用（自己負担額）

費用は1，000円／日と各施設における食材料費等実費を自己負担していただきます。

利用方法

高齢介護課または包括支援センターへご相談ください。

身体状況や生活状況などを検討（サービス判定会議）した上で利用の要否を決定します。

天水生活支援ハウス運営事業

事業概要

生活支援ハウスに居住する高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することによって、安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。

入居対象者

本市に住所を有する60歳以上の人で次のいずれにも該当する人

(1)ひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人、家族により援助を受けることが困難な人

(2)介護保険認定が非該当～要介護2程度の人

(3)高齢等のため独立して生活することに不安のある人

(4)身体機能の低下等が認められる人

(5)緊急時に家族の対応が可能であり、家族と連絡が取れる人

利用方法

高齢介護課または包括支援センターへご相談ください。

身体状況や生活状況などを検討(サービス判定会議)した上で利用の要否を決定します。

特徴

〇特別養護老人ホーム「有明ホーム」敷地内にある生活支援ハウスを利用　利用定員10人

〇住戸の設備・仕様は高齢者に配慮したものとなっています。

〇生活援助員によって、生活指導・相談、緊急時対応等のサービスを受けることができます。

また、介護サービス及び保健福祉サービスが必要になった場合は、利用手続きの援助を行います。その他、地域住民との交流等にも努めます。

〇利用料は対象収入に応じた利用料及び光熱水費等の実費となります。

委託事業所

有明ホーム(82-3332)

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

事業概要

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。

シルバーハウジングの入居対象者

60歳以上の高齢者世帯（夫婦世帯の場合どちらか一方が60歳以上であればよい）で次のいずれにも該当する人

（1）自炊可能な健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、独立して生活するには不安があると認められる人

（2）住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な人

生活援助員（LSA＝ライフ・サポート・アドバイザー）の業務内容

次の業務内容のうち、必要と認められるものを入居者に提供します。

（1）生活指導・相談

（2）安否の確認

（3）一時的な家事援助

（4）緊急時の対応

（5）関係機関等との連絡

（6）その他日常生活上必要な援助

（7）業務の記録、管理等

特徴

〇玉名市古閑団地（岱明町）40戸のうち、シルバーハウジング10戸

※　入居については、市営住宅と同様に広報等によってお知らせします。

〇生活援助員（LSA）派遣事業委託先　⇒　玉名市社会福祉協議会

〇住戸の設備・仕様は高齢者に配慮したものとなっています。

〇生活援助員によって、生活指導・相談、緊急時対応等のサービスを受けることができます。

〇入居者は住宅家賃とは別に所得税額等に応じて利用料を負担していただきます。

成年後見制度利用支援事業

事業概要

成年後見制度の利用を必要とする方に後見人等が選任された後に、後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで、後見人等が適切な身上監護及び財産管理を行い、被後見人等の生活を守ることができるよう支援するものです。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

助成の対象となる費用・要件

後見人等の報酬にかかる費用（※　次のいずれにも該当する人）

（1）認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で、介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとしている人

（2）生活保護受給者および後見人等に報酬を支払うことで生活保護受給者になる人

助成額

月額28，000円（在宅）、18，000円（施設入所）以内で助成

利用方法

対象者または対象者の後見人等により、利用申請書を提出してください。添付書類として、報酬付与の審判決定書の写し、登記事項証明書、収支予定表等対象者の収入及び支出を明らかにする書類、財産目録等対象者の財産の状況を明らかにする書類を提出してください。

詳しくは高齢介護課にお尋ねください。

家族介護慰労事業（慰労金支給）

事業概要

常時介護を必要とする重度（要介護認定4・5）の高齢者の介護を行っている人に対し、家族介護慰労金（年額10万円）を支給します。

年間予定

- 広報掲載 ： 6月号
- 申請受付 ： 7月（1か月間）
- 慰労金支給 ： 9月下旬

慰労金を受給できる人

4月１日現在、本市に1年以上居住し、かつ、住民基本台帳に記載され、非課税世帯に属する人で、次の要件をすべて満たす高齢者を在宅で現に介護している人

(1) 4月1日現在、本市に1年以上居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている人

(2) 介護保険の要介護認定で、「要介護4」又は「要介護5」と認定され、その状態が1年以上継続していた人。（認定基準日：前年度の4月1日）

ただし、この期間中通算して61日以上の入院又は21日以上の福祉施設等における短期入所がある場合には、支給の対象となりません。

(3) 市民税非課税世帯に属する人

利用方法

高齢介護課へご相談ください。

受給資格者の要件を精査した上で、支給の決定を行い、その後、慰労金を支給します。